

おしむせのページ

第50回福島県文学賞作品募集

本県文化の振興を目的に昭和二十三年に創設され、県民の皆様の作品発表の場として親しまれてきた福島県文学賞の作品を募集しております。

五十回を機に今回から小説部門を拡充し、小説・ノンフィクション部門としてノンフィクション作品の応募も受け付けることになりました。作品募集要項の概要は次のとおりですが、詳しい募集要項は県教育庁文化課、各教育事務所、各市町村教育委員会、公民館にありますので、お問い合わせください。

【募集部門と規格】

- ① 小説・ノンフィクション部門
- ▽小説 四百字詰原稿用紙で三十枚以上百枚まで。
- ▽戯曲 四百字詰原稿用紙で四十五枚以上百枚まで。四十五分から六十分で上演、上映できるもの。
- ▽ノンフィクション 四百字詰原稿

用紙で三十枚以上百枚まで*ノンフィクションとは随筆集、伝記、記録、評論(文芸評論に限る)いずれも規格は一般、青少年とも同じ。

② 詩部門

一般は十編以上、青少年は五編以上。

③ 短歌部門

一般は五十首、青少年は二十首。

④ 俳句部門

一般は五十句、青少年は二十句。

※ 小説・ノンフィクションは未発表の原稿作品(ワープロ原稿も可)、または昨年一月一日以降に発行された同人誌、単行本の作品(四百字詰原稿用紙に換算した枚数を明記する)

詩、短歌、俳句は綴じて冊子にまとめる(ワープロ原稿、印刷も可)。詩は昨年一月一日以降に発行された単行本でもよく、縦書きを原則

とする)

応募は一部門一作品とする。

【応募資格】

県内在住者および県内の学校・事業所等に在籍・勤務する者。ただし学生・生徒については県外勉学中の県人を含む。

青少年は締切日現在、二十歳未満で中学生以上の者。

【応募方法】

作品には表紙を付け、作品題、氏名を書いて五部(コピーも可)を提出する。

五部すべての末尾に①応募部門(一般・青少年の区別も記入) ②作品題、③氏名(ふりがなを付す。ペンネームの場合は本名も記入)、④生年月日および年齢、⑤住所、⑥電話番号、⑦職業、⑧学歴(受賞歴)、⑨所属など、⑩四百字詰原稿用紙に換算した枚数および参考資料名(小説・ノンフィクション部門のみ)を記載する。

応募作品は返却しない。また、県文学集、新聞などに掲載することがある。

【賞の種類】

各部門ごとに「文学賞」「準賞」「奨励賞」「青少年奨励賞」および副賞を授与する。

【作品の応募先】

〒960-70 福島市杉妻町二ノ一六

県教育庁文化課県文学賞係

【締切日】

平成九年七月三十一日(木) 必着

【発表】

平成九年十月中旬

【表彰式】

平成九年十一月三日(月) 文化の日

【審査委員】

▽小説・ノンフィクション

室井光広、小林溥子、小杉浩策

竹内智恵子、菅野俊之

▽詩

菊池貞三、高草陽夫、楨さわ子

▽短歌

森岡貞香、加藤八郎、千葉親之

▽俳句

金子兜太、藤村多加夫、森川光郎

平成9年度における 教科書展示会について

平成九年度における教科書展示会を左記のとおり実施いたします。皆様には、この機会に御覧いただき、教科書への理解を深めていただきたいと思います。

記

一 教科書展示会の開始の時期

平成九年六月二十七日

二 教科書展示会の期間 十日間